

大牟田市都市公園愛護報奨金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共施設に対する愛護思想の高揚を図ることを目的とし、都市公園の除草、清掃等の維持管理活動を自発的に行う公園愛護会(以下「愛護会」という。)に対して報奨金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、都市公園(以下「公園」という。)とは、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項第1号に規定する公園又は緑地であって、本市が管理するものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者という。)が管理している公園及び導入区域は除くものとする。

3 この要綱において「愛護活動」(以下「活動」という。)とは、おおむね次に掲げる活動をいう。

- (1) 公園の除草及び清掃を月1回以上実施すること。
- (2) 公園の便益施設(トイレ)の清掃を月1回以上実施すること。
- (3) 公園樹木の剪定及び消毒。
- (4) 公園施設の破損及び故障時の連絡。
- (5) その他公園愛護思想の普及のために必要な活動。

4 この要綱において愛護会とは、公園周辺の町内会、自治会が結成した団体又はその他自発的に地域の愛護作業を行う団体のうち継続的に活動を行うことができると認められ、かつ、会員が2名以上であるものをいう。

(活動期間)

第3条 活動期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間中途からの活動又は中止することができる。

(活動区域)

第4条 活動の区域は1愛護会につき公園の全域とするもの。ただし、急傾斜地又は池沼等の危険区域については、活動区域を一部除外することができる。

2 前項の規定にかかわらず、1公園の公園面積3,000平方メートル以上の公園については、活動区域を部分的に認めることができる。

(報奨金の交付)

第5条 市長は、第2条第4項に規定する愛護会に対し、報奨金を交付することができる。

(報奨金の額)

第6条 報奨金の年額は、1愛護会につき次の各号に定める額を合計した額とするものとする。

(1) 基本額 1公園につき 15,000円

(2) 活動区域による割増額 100平方メートル(100平方メートル未満切捨)につき 1,000円

(3) トイレ清掃による割増額 1棟につき 5,000円

2 前項において、活動期間中途からの活動又は活動を中止した愛護会については、報奨金の額は月割りをもって計算し、その額に100円未満の端数が生じた場合には、その端数は切捨てるものとする。

(報奨金交付申請)

第7条 報奨金の交付を受けようとする愛護会は、都市公園愛護報奨金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(審査、決定及び通知)

第8条 市長は、前条の申請の受理後その内容を審査し、報奨金の交付を決定したときは、速やかにその旨を、愛護会に都市公園愛護報奨金交付決定通知書(様式第2号)により通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定により報奨金交付の決定をした場合において必要があると認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

(交付決定事項の変更届)

第9条 愛護会は、前条第1項の報奨金交付の決定の通知後、次の各号のいずれかに該当するときは、都市公園愛護会報奨金交付変更届(様式第3号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 団体の名称を変更したとき。

(2) 代表者、住所及び連絡先を変更したとき。

(3) 活動区域(面積)及び内容を変更したとき。

(解散届)

第10条 愛護会は、第8条第1項の報奨金交付の決定の通知後、次の各号

のいずれかに該当するときは、都市公園愛護会解散届（様式第4号）を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第4項の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 活動が困難となったとき。

（実績報告）

第11条 第8条第1項の規定により通知を受けた愛護会は、市長が定める期日までに都市公園愛護活動実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（報奨金交付の期間）

第12条 報奨金は、翌年の3月に交付するものとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、年度中途においても実績にあわせて報奨金の一部を交付することができる。

（報奨金の交付辞退）

第13条 第8条第1項の規定により通知を受けた愛護会が、報奨金を不要とする意思を表示した場合は、都市公園愛護報奨金交付辞退届（様式第6号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（調査指導）

第14条 市長は、必要に応じて、公園の状態を調査し、当該公園の利用に支障をきたしている場合は、愛護会に対し活動実績内容等について報告を求め、指導することができる。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、報奨金交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその内容を変更することができる。

- (1) 虚偽、不正の申請及び報告又は報奨金交付に係る条件に違反したとき。
- (2) 公園内の工事等に伴い管理上、使用禁止したとき。
- (3) 前3号に掲げるもののほか、報奨金の交付の必要がなくなったとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。